

倫理保持に関するガイドライン (申請大学・短期大学向け)

2026年5月改訂

公益財団法人 大学基準協会

－はじめに－

大学基準協会は、文部科学大臣より認証された評価機関として、大学と短期大学の機関別認証評価及び9つの分野の専門職大学院認証評価（法科大学院、経営系専門職大学院、公共政策系専門職大学院、公衆衛生系専門職大学院、知的財産専門職大学院、グローバル・コミュニケーション系専門職大学院、デジタルコンテンツ系専門職大学院、グローバル法務系専門職大学院及び広報・情報系専門職大学院）の認証評価並びに法定以外の第三者評価（獣医学教育及び歯学教育）を実施しております。これらの評価活動を通じて、わが国の大学の改善・向上を支援するとともに、社会に対して大学の質を保証していくことを目指しており、そのために、公正性、信頼性に特段の注意を払っています。

したがって、本協会が実施する評価に申請する大学・短期大学は、評価に対して社会から疑惑や不信を招くことがないよう、「公益財団法人大学基準協会 第三者評価の公正な実施に関する規程」に定められたルールを守ってください。特に、「利害関係者」にあたる評価者及び本協会事務職員との関係には、十分な配慮が必要です。

このガイドラインは、本協会の評価を申請する大学・短期大学として求められる倫理の保持をまとめたものです。よくお読みの上、公正で信頼のある評価を行うために、ご協力ください。

<目次>

1. 利害関係者とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3頁
2. 利害関係者との間のルール・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3頁
3. 申請大学・短期大学等の守秘義務について・・・・・・・・ 3頁
4. (添付資料) 公益財団法人大学基準協会第三者評価の
公正な実施に関する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5頁

1. 利害関係者とは

- ◎ 本協会が行う評価に申請予定の大学・短期大学及びその設置法人（以下、「大学・短期大学等」という）の役員、専任の教職員
- ◎ 本協会が行う評価を受けている途上の大学・短期大学等の役員、専任の教職員

【上記に該当する者が利害関係を有する相手】

評価者（大学評価委員会、大学評価分科会、大学財務評価分科会、大学財務評価私立大学部会及び国・公立大学部会、短期大学評価委員会、短期大学評価分科会、短期大学財務評価分科会に所属する委員）並びに本協会事務局職員

2. 利害関係者との間のルール（倫理保持）

「公益財団法人大学基準協会 第三者評価の公正な実施に関する規程」は、下記を禁じています。

- ① 利害関係者に対して金銭、物品を贈与すること（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む）。
- ② 利害関係者に対して直接又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを行うこと。
- ③ 利害関係者に対して直接又は利害関係者の負担により、無償で役務を提供すること。
例) 実地調査の際に、評価者の事情によってタクシーの手配をご相談することがあります。その場合、大学・短期大学等はタクシーチケットを用意するなど、金銭を負担することはしないでください。
※ なお、実地調査で施設見学を行う場合に、移動距離等の理由で公用車利用が望ましいとき（大学・短期大学等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る）には、必ず本協会事務局に事前にご相談ください。
- ④ 利害関係者に対して供応接待を行うこと。
- ⑤ 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- ⑥ 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く）をすること。

※ 利害関係者と私的な関係（当該大学・短期大学等の教職員としての身分に関わらない関係をいう。）がある場合には、評価に対する疑惑や不信を招く恐れがないと認められる場合に限って、上記①～⑥の事項は禁止されません。

3. 申請大学・短期大学等の守秘義務について

評価実施年度6月ごろに、申請大学・短期大学等に対し、実地調査の実施通知文書を送付する際に、評価を担当する大学評価分科会・短期大学評価分科会に所属する評価者の氏名及び所属機関を通知いた

します。これらは大学・短期大学等と評価者の間に利害関係がないことや、本協会が委嘱した評価者であることを示すほか、評価の円滑な進行を目的としています。評価結果を公表（3月下旬）するまで、評価者の情報は評価に関する学内業務や会議等の目的以外では使用せず、外部に情報が流出しないよう取り扱いは厳重に注意してください。

評価者に関する情報以外に、下記のものも、評価にかかわる学内の方以外に流出させてはなりません。

- 評価結果案その他評価者又は本協会が作成した文書等であって、公開を前提としていないもの
- 実地調査の際の評価者の発言等

評価活動は本協会と大学・短期大学等の信頼関係によって成り立っています。添付資料の「公益財団法人大学基準協会第三者評価の公正な実施に関する規程」をご確認になり、公正、信頼のある評価の実施にご協力をお願いいたします。

以上